

職員の業務効率化等に向けた「デジタルアダプションプラットフォーム」及び「データ戦略AIエージェント」利活用の検討にかかる大阪市と
テックタッチ株式会社との連携協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）及びテックタッチ株式会社（以下「乙」という。）は、大阪市における「職員の業務効率化等に向けたデジタルアダプションプラットフォーム及びデータ戦略AIエージェント利活用の検討」に資する相互の連携及び協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、職員の業務効率化、内部統制強化、内製化による迅速な改善、心理的安全性向上並びに市民サービスの向上等の効果創出に向けた、デジタルアダプションプラットフォーム、データ戦略AIエージェント及びその他両者が有用性を認める技術について、利活用の可能性、それらの技術を利用するにあたっての課題の可視化及び課題解決方法等を追求することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による連携事項（以下「本件連携」という。）は次のとおりとする。ただし、連携事項を推進するために必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別途定めることとする。

- (1) デジタルアダプションプラットフォーム、データ戦略AIエージェント及びその他両者が有用性を認める技術の利活用により、職員の業務効率化、内部統制強化、内製化による迅速な改善、心理的安全性向上並びに市民サービスの向上等の効果創出に係る検証及び評価の実施に関すること
- (2) その他両者が必要と認める事項に関すること

（連絡調整）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結時から令和8（2026）年3月31日までとする。ただし、甲及び乙が書面により合意することによりこの期間を延長することができる。

（非拘束）

第5条 本協定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものにすぎず、各当事者間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。

い。各当事者は、第1条に定める目的又は本件連携その他本協定に定める事項が達成されなかった場合でも、いかなる責任も負わないものとする。

2 本協定は、各当事者の製品又はサービスの購入、利用その他について定めた既存の契約に優先したり、それらを変更したりするものではない。

3 本協定にかかる秘密情報の取扱いについては、相互別途秘密保持契約を締結する。

(協議)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

(管轄裁判所)

第7条 甲及び乙は、本協定に関して、訴訟の提起、調停の申立ての必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各々その1通を保管する。

令和7年9月12日

(甲) 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

契約担当者 デジタル統括室長 鶴見 一裕

印

(乙) 東京都中央区銀座8丁目17番1号 PM0銀座Ⅱ5階

テックタッチ株式会社

代表取締役 井無田 伸

印